

ずっと安心！

終活応援事業

人生を終う過程では、誰もが家族や第三者の支援を受けることになります。

いわゆる「おひとり様」や親族に頼れない方、親なきあと障がいのある子が心配な方など、入院や入所の手続や緊急時の対応、葬儀や死後の整理などに対応する民間サービスの需要が高まっています。

しかし、「サービス内容や料金が複雑で分かりにくい」、「認知症など判断能力が低下したときにしっかり支援してもらえるか不安」、「死後のことを生前に契約しても亡くなつたことを連絡できない」などの課題もあります。

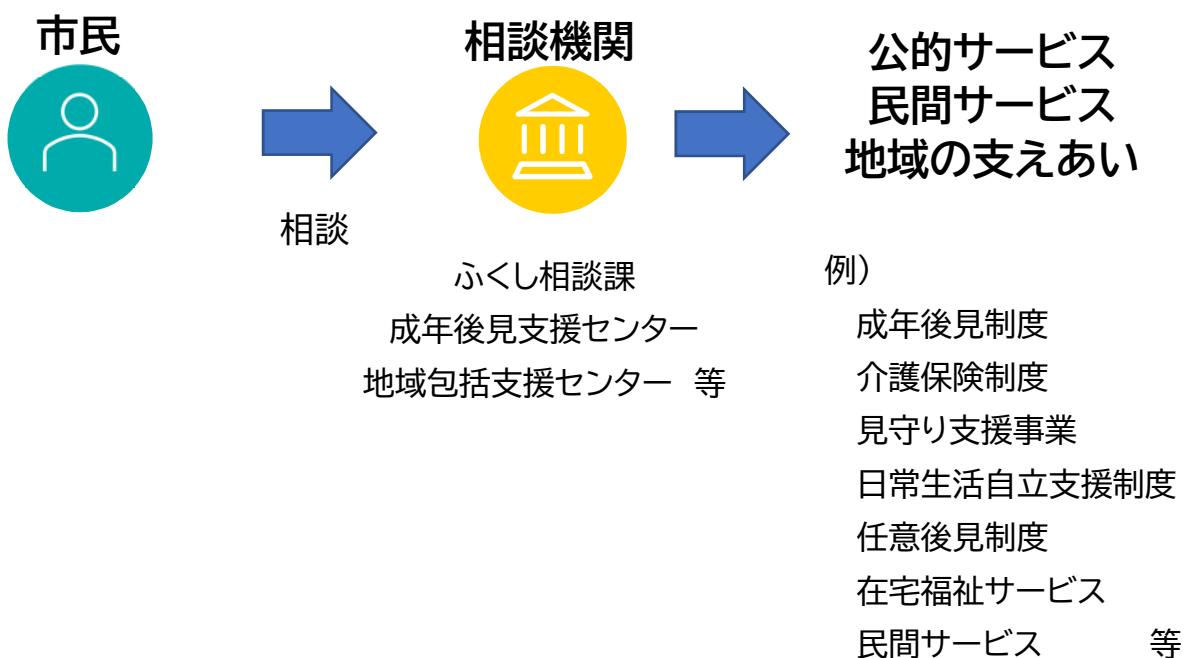
岡崎市では、これらの課題に対応するため、終活応援事業を実施しています。

岡 崎 市

1. 終活を応援します

「身寄りがない、頼れる親族がない、自分で決めておきたい、迷惑をかけたくない、認知症などが心配」など、元気なうちに終活をして自分の生き方、自分の最期について準備をしている人が増えています。

介護、相続、葬儀、死後事務など誰に相談していいかわからない、どのような制度やサービスがあるのか基本が知りたいなど、終活についての初めの相談に対応します。



2.成年後見制度と民間サービスについて

成年後見制度と民間サービスでは、目的やできることが違います。本人の状態や希望に適した制度やサービスの利用を選択することが大切です。

(1) 法定後見制度と任意後見制度

制度名	法定後見制度 (補助、保佐、後見)	任意後見制度
対象	本人の判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度	本人が十分な判断能力を有するときに、予め任意後見契約を締結し、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が事務を本人に代わって行う制度
手続き	家庭裁判所に後見等の開始の申立	① 本人と任意後見人となる方で、委任する事務について、任意後見人に代理権を与える内容の契約（任意後見契約）を締結 ② 本人の判断能力が不十分になった時に、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立
申立ができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長等	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる方
成年後見人等、任意後見人の権限	制度（補助、保佐、後見）に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消したりすることができる	任意後見契約で定めた範囲内で代理するが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。

任意後見制度と法定後見制度では、任意後見制度が原則優先されます。これは、任意後見制度による保護を選んだ本人の自己決定を尊重するためです。

ただし、裁判所が任意後見契約法第10条1項の「本人の利益のために特に必要があると認めるとき」と判断した場合は、任意後見契約を終了し、法定後見制度が開始されます。

■成年後見制度（補助、保佐、後見）等でできることの例

【成年後見人等ができること】

- ・預貯金通帳、印鑑の管理
- ・収支の管理（預貯金管理、年金や給与の受取り、公共料金・税金の支払い等）
- ・不動産の管理、処分
- ・遺産分割協議
- ・本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取消
- ・日常生活の見守り
- ・本人の住居の賃貸借契約の締結、費用の支払い
- ・健康診断等の受診、治療・入院等に対する契約の締結、費用の支払い
- ・福祉施設の入退所契約の締結、費用の支払い
- ・介護や障害福祉サービス等の利用契約、サービス内容の確認

【成年後見人等ができないこと】

- ・利子、配当等を目的とした資産運用
- ・財産の贈与
- ・親族や第三者が支払うべき費用の立替、支払等、本人に不利益な費用の支払い
- ・日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意権、取消権の行使
- ・買い物、通院同行等の事実行為
- ・医療行為に対する決定及び同意
- ・入院や施設入所の際の身元保証人、身元引受人
- ・入院や施設への入所、介護等を本人の意思に反して強制的に行うこと
- ・遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚などの行為
- ・居住する場所の指定

(2) 民間サービス

終活に関する民間サービスは、多岐にわたります。サービス利用の必要性、他のサービスとの比較や事業者からの説明、相談支援機関からアドバイスを受けるなどよく検討した上で、自身の望む人生の終い方を考えてみてください。

身元保証を代替するサービス

例)

- ・入院・入所時の緊急連絡先の指定
- ・救急搬送された際の緊急対応
- ・死亡又は退去時の身柄の引取
- ・介護施設等への入所の際の連帯保証
- ・入院・施設入所時の手続代行

日常生活支援サービス

例)

- ・日用品など買い物への同行
- ・通院又は転院時の送迎等
- ・介護保険等の行政サービス利用手続
- ・見守り訪問等

死後事務サービス

例)

- ・死亡確認後、関係者への連絡
- ・葬儀、火葬埋葬の手続、手配
- ・死亡診断書の請求受領、死亡届の申請代行、火葬・埋葬の行政手続
- ・ライフライン等契約関係停止
- ・アパート等の残置物処置
- ・入院等の費用の精算
- ・遺品等の整理

その他サービス

例)

- ・財産管理
通帳等を契約により管理し、家賃の支払い等適切に管理するサービス
- ・遺言書作成
遺言書の作成、保管、執行や相続相談に関するサービス

■契約前に確認すること

要望の整理	<input type="checkbox"/> 自分が何をしてほしいか明確にする。
費用と支払い能力	<input type="checkbox"/> 病気や介護が必要になることも想定して、サービス利用により費用がかかる期間（例えば平均余命等）を計算する。 <input type="checkbox"/> 自分の資産状況から、支払い可能か検討する。
サービスと契約内容	<input type="checkbox"/> 自分がしてほしいことを明確にして事業者に伝える。 <input type="checkbox"/> 事業者ができること・できないことは何か確認し、納得した上で書面に残す。 <input type="checkbox"/> 契約書（案）の内容は変えることができる場合もあるので、積極的に希望を出す。
今後のことを考え	<input type="checkbox"/> 認知症や病気などになった時にも適切なサポートが受けられるよう、契約者や内容、緊急連絡先等を分かりやすいところに保管する。 <input type="checkbox"/> 契約内容を変更したり、解約したりする場合の手続きを文書で説明してもらい、確認する。

3. 終活応援事業について

① 民間サービス情報の提供

民間事業者が提供する終活支援サービスは多種多様で、市民にとっては、サービスの内容や料金が複雑で分かりにくく、民間サービスの情報を把握することが難しいという問題があります。

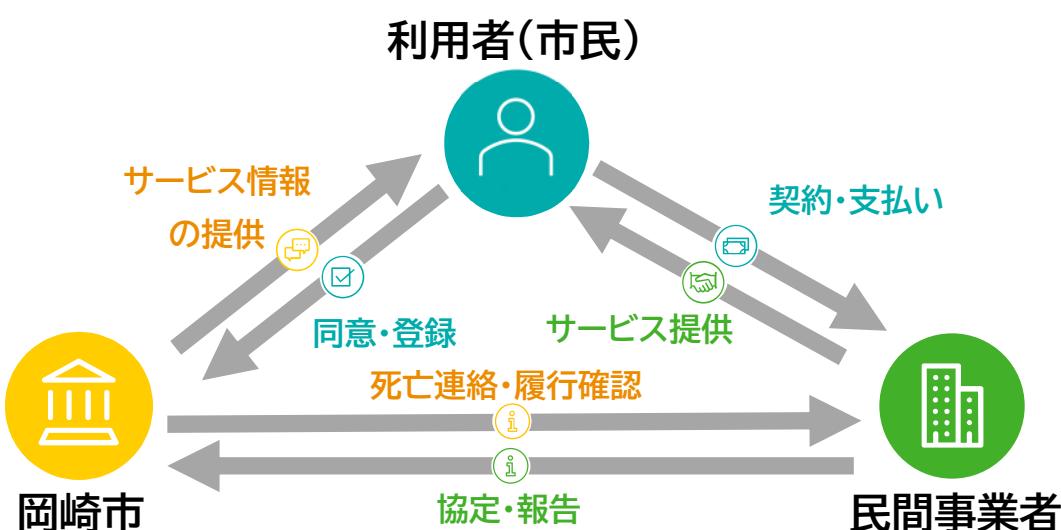
市と民間事業者が協定を締結し、市民に対し、終活支援のための民間サービスの情報を提供し、相談に応じます。

② 死後事務登録制度

近年、ご本人や家族が倒れたり亡くなったりした場合に、本人の意思が適切に反映されない事態が起きています。本市では、死後事務に関する情報を生前に登録いただき、ご本人が死亡時に死後事務契約が適切に履行されるよう支援を行います。

協定事業者と死後事務を契約された場合、市へ登録すると、市が死亡時の連絡と履行確認を行います。

- ① 市から民間サービスの情報提供を受ける。
- ① 事業者から説明を受ける。
- ① 利用を希望する場合は、契約を締結する。
- ① 利用料・預託金等（本人負担）を支払う。
- ② 市へ登録申請書を提出する。



- ① 市民へサービス情報の提供
- ② 登録申請書の受付
- ② 死亡時の事業者への連絡及び履行確認

- ① サービス内容の説明、本人の意向に沿ったプランの提案
- ① 利用希望者に契約内容を十分説明した上で契約締結
- ① 市へ実施状況を報告
- ② 契約の履行及び市への報告

■登録窓口

岡崎市福祉部ふくし相談課（福祉会館 18 番窓口）

電話 0564-23-6986 FAX 0564-23-7987

岡崎市成年後見支援センター（社会福祉センター3階）

電話 0564-47-8760 FAX 0564-47-8753

■協定先民間事業者の情報

岡崎市と協定を締結した民間事業者の一覧です。契約を検討される場合は、事業者からサービス内容や料金について説明を聞いて十分に検討した上で判断してください。

※ 事業者と契約された場合は、ご本人と事業者との契約であり、契約内容や費用等の契約に関する事項に対して市が責任を負うことはありません。

※ サービス内容・料金等は、詳細ページを参照してください。

事業者（50音順）	事務所所在地	電話番号	詳細ページ
		相談時間	
一般社団法人いきいきライフ協会 三河	岡崎市康生通西	0564-73-1612	7P
		平日 9:00～17:00（土日祝日休み）	
NPO 法人くらし応援ネットワーク	名古屋市中区	052-684-7243	9P
		平日 9:00～18:00	
公益社団法人シニア総合サポートセンター	名古屋市中区	052-526-0730	11P
		平日 9:00～18:00	
NPO 法人たすけあい三河	豊橋市	0120-463-540	13P
		平日 10:00～16:00	
株式会社つながり（まごころサポートセンター）	岡崎市上六名	0120-72-0556	15P
		8:30～17:00（年中無休）	

【注意事項】

- (1) 契約は事業者と契約者本人との間で結ばれるものであり、岡崎市が契約内容等について保障するものではありません。
- (2) 本パンフレットに掲載している事業所は、岡崎市と協定を結んだ事業所であり、当該サービスを提供している全ての事業所を掲載しているものではありません。
- (3) 事業者との契約にあたっては、サービス内容や費用等、様々な点を考慮した上でご自身の判断に基づき検討してください。

こんなお悩み
ご相談ください

01 身元保証人が必要になった

家族の代わりに「身元保証契約」の選択を

02 認知症が心配

「任意後見契約」でもしもの時に備えましょう

03 頼れる人がいない

ご要望に応じて生活のサポートいたします

04 亡くなった後はどうしたら…

「死後事務委任契約」で葬儀・供養も安心

05 家族に負担をかけたくない

遺言の作成・相続手続きもお任せください

私たちが選ばれる3つの理由

安全

お客様の遺産や預託金から寄付金を頂戴することはございません。

安心

明確な料金設定で、お客様に必要なサポートのみをご提案いたします。

実績

相続・終活の経験豊富な専門家が全力でサポートします。

いきいきライフ協会®
三河に



無料相談受付中



0564-73-1612

岡崎市「終活応援事業」の協定を締結した民間の事業所です。
相談・契約に岡崎市は関与しません。お問い合わせはこちらまで!!

一般社団法人身元保証相談士協会所属

[所在地] 〒444-0059

いきいきライフ協会®三河

愛知県岡崎市康生通西三丁目5番地

私たちは司法書士等の専門家と連携して
業務をしています

野畠証券第2ビル

[営業日時] 平日9:00~17:00 (土日祝日休み)

お手伝い費用

※価格は税込み表示



身元保証スタンダードプラン

■身元保証の基本契約：身元保証における契約書作成サポート

ステップ 1	事前審査	戸籍調査 財産調査・ライフプランの作成	77,000円
	事前確認	基本契約	
ステップ 2	6つの公正証書 身上監護 リビングウィル 財産管理	事務委任契約 任意後見契約	22,000円 110,000円
		医療、介護に関する「いざというときの意思表示」宣言 預かり金に関する事務委任契約	33,000円 22,000円
	相続手続き 死後の精算	公正証書遺言 死後事務委任契約	85,800円 30,800円
ステップ 3	身元保証契約	契約の締結 ※2か月分の賃料相当 契約書の調印	施設による 52,800円

■信託口座への預託金の目安：ご逝去後に必要となる実費代とサポート報酬

実費	葬儀・供養	葬儀（直葬）・供養の支払い費用	275,000円
	部屋片づけ	部屋の片づけ・家財の処分費用	110,000円
	その他	予備費	150,000円
報酬	死後事務	死後の事務手続き一式	220,000円～
	遺言執行	相続手続き、負債の精算	330,000円～

※預託していただく実費はお客様のご要望、生活状況により変化いたします。ご了承ください。

身元保証開始後の見守りサポート

■訪問サポート30分2,750円（税込）等、ご要望に合わせてお選びいただけるサポートも充実しています。お気軽にお問い合わせください。

死後事務サポートプラン 「らくしご」

■ご逝去後の事務手続きのみのプランもご用意しております。

契約書・自筆証書遺言作成（8.8万円）+信託口座利用（5.5万円）+預託金（50万円～）

※預託していただく実費および契約書作成費用はお客様のご要望、生活状況により変化いたします。

※生命保険を利用するプランもございます。（こちらは月払いとなります）

■「らくしご」ご契約者様には、緊急時対応のためのオプションプランもございます。

注意事項

- ・生活保護を受けている方については、お引き受けできかねます。最寄りの行政機関にご相談ください。
- ・別途実費および公正証書手数料がかかります。
- ・ステップ2にて、死後事務に関する準備金として、葬儀・供養費、家財道具処分費、死後事務履行費用、相続手続き費用をお客様の専用の信託口座にてお預かりいたします。この際に、安心財団管理支援機構への登録と、「もしもの時の連絡先カード」の発券および精算時の監査料、信託口座の開設費として別途5.5万円がかかります。



ファミリーケアサポート ふあみけあ

ふあみけあとは？

加入プランごとに、緊急時の連絡先のご提供や身元保証・日常生活支援・緊急時の対応・終末時の葬儀・行政手続きなど家族のようなお世話を支援します



プラン内容

入会金 **5,000円** (税込) 年会費 **無料**

緊急連絡先プラン **1回22,000円** (税込)

- ①入院又は施設入所時の緊急連絡先として登録
 - ②入院又は施設入所時の身元保証
- ※身元保証人になる場合、預託金が別途必要となります**



あおぞらプラン **330,000円** (税込) (10回迄利用可能)

- ①通院・買い物・お墓参り等の付添い
- ②要介護認定の申請相談
- ③介護施設等への見学同行
- ④入退院時の付き添い
- ⑤入院に必要な荷物準備
- ⑥医療費・施設料・家賃等の支払代行
- ⑦親族・知人への連絡代行



※医療費等の支払代行を行う場合等、別途預託金が必要になる場合

近況確認サービス 月々3,000円（税込）

- ①月に1度お電話にてオペレーターからの近況確認を行います
- ②ハローライト（クロネコヤマト）・テラシテR（中部電力）と業務提携をしており万が一に備えての見守りサービスを提供します



にじいろプラン 550,000円（税込）

- ①葬儀（直葬の方法による）・納骨等の実施
- ②死亡に伴う行政官庁への各種届け出
- ③死亡後の債務の支払い
- ④自宅に係る賃貸住宅の残存家財処分の実施・明け渡しに伴う諸手続き
- ⑤委任後見契約・遺言書等の公正証書作成相談



※直葬以外の葬儀をご希望の場合、財務整理等支払い業務の場合、預託金が別途必要となります

共同墓地プラン 120,000円（税込）

- ①提携寺院境内墓地への埋葬・埋葬時供養
- ②年1回の総供養



※葬儀・戒名・石板を希望される場合、預託金が別途必要となります

生前整理・遺品整理・家屋解体

提携会社さまによる無料見積り承ります



岡崎市協定締結事業

※事業者と契約された場合は、ご本人と事業者との契約であり、契約内容や費用等の契約に関する事項に対して市が責任を負うことはありません。



kurashi-o-en.org

お問い合わせ先

NPO法人くらし応援ネットワーク
居住支援事業部
〒460-0021
名古屋市中区平和1丁目15番22号
総合福祉スペースWACA 1階
☎ 052-684-7243
✉ sumai@kurashi-o-en.org

「おひとりさま」や「夫婦のみ世帯」をサポート

病院・老人ホームの 身元保証人を お引き受けいたします



終身,何度も
お引き受け可能

サポートの特徴

人生100年時代

- ・病院への入院時や老人ホームへ入居する際の身元保証人、連帯保証人、緊急連絡先等を、ご親族に代わり、お引き受けいたします。
 - ・健康状態が衰えたときや、認知症を発症した後の財産管理等にも対応いたします。
 - ・お亡くなりになった際は、葬儀、納骨、事務手続き等も当センターで行います。

年齢を重ねるにつれ頼れる存在が見つけにくくなっている世の中です。我々、シニア総合サポートセンターは親族に代わって生前の身元保証から、死後の葬儀、納骨、事務手続きまでをまとめてご支援させていただくシニアのライフパートナーです。

サポート内容

生前からご逝去まで、皆さんに寄り添います。

身元保証

病院への入院時や老人ホームへ入居する際の身元保証人（連帯保証人、身元引受人等含む）を、親族に代わり終身にわたって何度でもお引き受けいたします。

生活支援

緊急搬送時の駆けつけ対応（24時間365日体制の構築）
医師との協議、手術の立ち会い、入退院の付き添い

葬儀・納骨 死後事務

お亡くなりになった後は、当センターが喪主となり葬儀を執り行います。その後、ご指定の場所へ納骨し、役所等への事務手続きまでを行います。

サポート費用

下記の料金表をご確認くださいませ。

入会金	10,000円
年会費	10,000円
事務管理費	539,815円
身元保証料	356,481円
死後事務預託金	500,000円～
総合計金額	1,416,296円～

初期費用以降は、下記費用が発生します。

- ・年会費
- ・生活支援費

身元保証人として対応が必要な際に、職員が出動いたします。

例：1時間あたり税込3,564円～

※月払プランもございます。

詳細は、お問い合わせくださいませ。

お問合せ

ご不明な点はお気軽にお問合せくださいませ。

ホームページもご覧ください。

シニア総合



で検索 または QRコードからアクセス



公益社団法人

シニア総合サポートセンター 名古屋支部

☎ 052-526-0730

平日 9:00～18:00

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-20-3 BPRプレイス久屋大通3F
弁護士法人 T L E O虎ノ門法律経済事務所 名古屋支店内

NM202406

「くらサボ」いつでも安心サポートシステム

親族に迷惑をかけたくない

老後の資金が心配だ

病院の入院や手術時の保証人が居ない

老人ホームに入りたいけど、保証人が必要

後見人って聞いたことがあるけど、いったい何？



身元保証人

お葬式・お墓

- ・お葬式はいくらかかる？
- ・墓じまいはどうしたら…
- ・墓を守る人がいない
- ・永代供養ってなに？
- ・遺言、相続は？
- ・改葬はいくらかかる？

相続・遺言 介護・家

- ・争続にならない
- ・老後の介護資金の不安
- ・相続の遺言の作り方
- ・介護施設の探し方など…
- ・負の財産からの相続放棄方法
- ・実家や自宅の処分



見守りもご相談ください

バイタルセンターの情報を
最大10ヵ所にデータ送信が可能です

これからについての

一般の方はもちろん
福祉関係の方の相談も

無料相談 承ります



NPO 法人たすけあい三河



ヨロズ ゴヨー
0120-463-540

午前10時～午後4時(予約制) 相談日時 平日／月曜日～金曜日
WAC+福祉の窓口 〒440-0823 豊橋市瓦町通1丁目18 TEL 0532-54-2666
〒440-0823 豊橋市南瓦町14-1 WACビル2F TEL 0532-52-4315

くらサポ生活支援料金表 II

安心サポート 50

要配慮者対象プラン

②

入会金 くらサポ生活支援の会の入会金	50,000 円 (税別)
身元保証（5年間） 病院・施設・アパート等の身元保証料（身元保証）	100,000 円 (税別)
万一の時の支援サポート（預り金） 万が一の時の支援サポート各担当者とのネットワーク作り 病院施設入退院サポート、万一の時のサポート	150,000 円
葬儀・納骨（お骨上げ費用を含む） 簡素な葬儀（直葬）納骨一式（合祀散骨）※少額短期保険使用可能です	200,000 円 (税別)
月額会費（税別） くらサポ会費（送金費用は本人様負担）	5,000 円/月 (税別)
暮らしのサポート (暮らしのサポートとその費用参照)	(実費)
※当プランご利用には下記の条件を満たす必要があります。 ①福島行政・福島県の専門家からの紹介であること。 ②概算料金100万円以下で月收入概ね10万円台である。 ③賃貸住宅の身元保証について当法人指定の身元保証保険に加入頂きます（2年契約で12,000円） ④身元保証人については別途登録料20,000円（税別）が必要となります。 ⑤当法人指定の少額短期保険に加入頂いた場合賃貸費用を保険でカバーできます。（別途保険料がかかる場合） 通常保証については、賃貸住宅入居、施設入居のみになります。（契約者の資産の範囲内となります）	
契約時支払合計 50万円 消費税別途	
少額短期保険に加入した時 30万円 消費税別途 毎月保険料が必要になります	

マイプラン

セーフティーネット者対象プラン ③

A 入会金	契約時ご用意いただく費用（税別） 50,000 円
B 契約事務手続き費用	6,000 円
ご契約時ご用意頂く金額合計	56,000 円
万一の時の支援サポート（預り金） 万が一の時の支援サポート各担当者とのネットワーク作り 病院施設入退院サポート、万一の時のサポート	150,000 円
C 月額会費（病院入院、賃貸住居入居時の身元保証サポート）	毎月のお支払（月額サポートメニュー）（税別） 5,000 円

※生活保護申請の代行手続きを（本人同行が基本となります）を行う場合別途3万円+税が必要になります。

※暮らしのサポートを利用する場合実費となります。（別紙にてくらサポ生活支援契約が必要になります。）

○身元保証の場合、賃貸住宅、施設入所、病院入院に限ります。通常保証人の場合別途具積させて頂きます。

○指定の賃貸住宅保証の場合は指定の信家賃貸保険の加入が条件となります。（費用は別途必要となります）

○当法人指定の少額短期保険の加入が条件となります。（費用は別途必要となります）

○マイプラン契約と同時に死後事務委託契約（妻主代行）を締結させていただきます。

暮らしのサポート費用

支援日	依頼日	費用
平日	1週間前	2,000 円/時間（税別） 1,000 円/30分（税別）
	2日以前	2,500 円/時間（税別）
	当日・前日	3,000 円/時間（税別）
割り増し	土・日・祝 18:00~8:00	1,000 円/時間（税別） 1,000 円/時間（税別）



交通費	
公共交通機関	実績 車両燃料費（走行距離）1km毎に50円
基本車両損料	1回 500円

①生活サービスサポートにて預り金がある方はそちらからの清算となります。

②このプランは当法人が一部費用の負担を行いますので、申し込みが多数の場合、契約数を制限することがございます。

③利用希望者と法人職員との、面談時、高齢者・福祉関係の専門家の同席が必要です。

④所定の収入申告書の提出が必要です。

⑤月額会員は利用希望者の口座より毎月 27 日に自動振替させて頂きます。

⑥暮らしのサポート（実費）を利用して預託金が無い方は上記の月額会費と併せていただきます。

⑦暮らしのサポートに係る費用・単価・月額算出方法は一般プランと同様です。

●一般プラン、安心サポート 50 プラン、マイプランの申込みにあたっては、専用リーフレットの詳細内容をご確認下さい。

老活コンシェルジュの ご案内

身寄りのない方が安心してサービスを選択できるよう、サービス提供体制の構築について岡崎市と連携協定を締結しています。

※サービスの利用契約に岡崎市は関与しません。



詳しい内容はこちらをご覧ください。

無料相談所 まごころサポートセンター

岡崎事務所：愛知県岡崎市上六名 4-1-16 www.magokoro-support.jp

お問い合わせ・アフターフォロー

年中無休／8:30～17:00 何でも

まごころ 0120-72-0556

老活コンシェルジュ 対応内容一覧表

業者名	対応区分	内容	税抜表示
あいち相続 あんしんセンター	不動産名義変更 後見・財産管理	相続書類の作成 ※	90,000～
		任意後見契約書作成	98,000～
		財産管理契約	80,000～
		成年後見申立 ※ (手数料・実費)	150,000～ 20,000～
		(鑑定が必要になるケースは医師の鑑定費用(50,000程度)が必要になります)	
	死後事務委任契約 遺言書 贈与 信託	死後事務委任	60,000～
		遺言書作成(証人立ち合い費用含む)	70,000～
		贈与書類の作成 ※	50,000～
		民事信託(家族信託)	450,000～
NPO法人 よりそいの会	身元保証	身元保証(パッケージ) 初期契約料金	350,000～
		月会費	2,000～
		生活支援(時間)	2,000/時間
		同行(病院などの付き添い)	3,000/時間
イズモ葬祭	葬儀	直葬プラン	90,000～
		一般葬	300,000～
まごころサポート センター	供養	海洋散骨	100,000～
		永代供養	30,000～
	生前請負契約	生前請負(葬儀関連の請負契約)	契約内容に沿っての金額
不動産仲介の ムツミ	不動産相談		無料～
	不動産調査		30,000～
	不動産査定書作成		50,000～
	空家管理		3,000/月～
	売買・賃貸	国土交通省が定める報酬規程に基づく	
アールイーサービス	1立米あたり 8,000円 作業に伴う2人目以降の手数料 別途 車両費 5,000円～ ※リサイクル家電にかかるリサイクル料金 別途目安として2トンロングトラック一車 10万円ほど ※買取できるものは買取または値引		
アルノック	みまもり・サポート	レンタルプランの場合 月額/3,432円(税込) ※初期工事費 18,645円(税込)	
信託口座	三井住友信託銀行 西尾信用金庫 株式会社エスクローエージェントジャパン 全国行政書士・司法書士が使用している信託口座 静岡銀行		
相談連絡先	0120-72-0556	岡崎事務所：愛知県岡崎市上六名 4-1-16 担当：弭間(はじま)	

※ご相談窓口はまごころサポートセンター。各業種と初回説明はすべて無料となります。

契約は各業者様と打ち合わせ頂き、ご納得いただければ直接契約となります…支払いは業者様より請求させて頂きます。

契約の内容はすべてまごころサポートセンターが把握しております。

個人情報保護の観点より書士業務の内容はお答えしかねることがございますのでご承知置きください。

※登記及び成年後見申立は、協力先の司法書士あいち司法＆相続が担当します。

2024.04 まごころサポートセンター

MSC-0000(202404)

■よくある質問

- Q. このパンフレットで紹介している事業者の安全性について、岡崎市が保障で
きますか？
- A. 事業の実施に関し、市と協定を締結した事業者を紹介していますが、市が安全
性を保障するものではありません。
- Q. 成年後見制度を利用していれば、民間サービスの利用は不要ですか？
- A. 成年後見制度では、後見人等が被後見人等に必要な契約や金銭管理の代替を行
います。ただし、日用品の買物等の事実行為は行うことができないため、必要
に応じて後見人等がサービスの契約を行うことになります。成年後見制度、民
間サービスではそれぞれ特徴があるため、様々な情報を検討し、ご自身で判断
してください。相談支援機関で相談に応じることは可能です。
- Q. 事業の情報登録後に登録情報を変更又は削除することはできますか？
- A. 登録情報の変更又は削除を希望する場合は、終活応援事業 登録内容変更（廃
止）届出書をふくし相談課まで提出してください。様式は、岡崎市ホームページ
又はふくし相談課窓口で提供しています。また、登録要件を満たさない場合、登
録情報を削除します。
- Q. 入院・入所には身元保証が必須ですか？
- A. 身元保証人等がいないことのみを理由に入院・入所を断ることは禁止されて
います。しかし、医療機関や施設で提供されるサービス以外のサービスを希望
する場合は、自分で民間サービスの契約が必要です。相談支援機関で相談に応
じることは可能です。
- Q. 成年後見制度以外に金銭管理等の支援制度はありますか？
- A. 社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業があります。日常生活自
立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不
十分な方を対象に、重要書類や通帳等の金銭管理を行います。詳しくは岡崎市社
会福祉協議会にご確認ください。

様式第1号

岡崎市終活応援事業 登録申請書兼同意書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

私は、死後事務に関する契約が履行されるよう、岡崎市終活応援事業への登録を申請します。

私は、本事業への登録情報を岡崎市役所の関係部署で共有し、私の死亡届が提出されたとき、岡崎市が下記事業者へ連絡をすることに同意します。

申請者

ふりがな	
氏名	
住所	
本籍地	
生年月日	
電話番号	

死後事務契約

契約内容等	契約年月日	事業者名	担当者名	電話番号

岡崎市福祉部ふくし相談課地域支えあい係

電話 (0564) 23-6986

FAX (0564) 23-7987

令和 6 年 7 月